

5. 特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く。）	
提供先21	都道府県知事等
①法令上の根拠	番号利用法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表（125の項）
②提供先における用途	中国残留邦人等支援給付等の支給に関する事務であって主務省令で定めるものにて使用
③提供する情報	介護保険給付等関係情報
④提供する情報の対象となる本人の数	＜選択肢＞ 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上 [10万人以上100万人未満]
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	介護保険システムに情報が記録されている介護保険の被保険者及びその世帯員等のうち、個人番号を有する者
⑥提供方法	☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 電子メール ☐ フラッシュメモリ ☐ その他（ ☐ 専用線 ☐ 電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。） ☐ 紙
⑦時期・頻度	随時
提供先22	都道府県知事又は広島市長若しくは長崎市長
①法令上の根拠	番号利用法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表（128の項）
②提供先における用途	原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律による介護手当の支給に関する事務であって主務省令で定めるものにて使用
③提供する情報	介護保険給付等関係情報
④提供する情報の対象となる本人の数	＜選択肢＞ 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上 [10万人以上100万人未満]
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	介護保険システムに情報が記録されている介護保険の被保険者及びその世帯員等のうち、個人番号を有する者
⑥提供方法	☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 電子メール ☐ フラッシュメモリ ☐ その他（ ☐ 専用線 ☐ 電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。） ☐ 紙
⑦時期・頻度	随時

提供先23	市町村長
①法令上の根拠	番号利用法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表（131の項）
②提供先における用途	介護保険法による保険給付の支給又は地域支援事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるものにて使用
③提供する情報	介護保険給付等関係情報
④提供する情報の対象となる本人の数	＜選択肢＞ 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上 [10万人以上100万人未満]
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	介護保険システムに情報が記録されている介護保険の被保険者及びその世帯員等のうち、個人番号を有する者
⑥提供方法	☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 電子メール ☐ フラッシュメモリ ☐ その他（ ☐ 専用線 ☐ 電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。） ☐ 紙
⑦時期・頻度	随時
提供先24	市町村長
①法令上の根拠	番号利用法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表（132の項）
②提供先における用途	介護保険法による保険給付の支給、地域支援事業の実施又は保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定めるものにて使用
③提供する情報	介護保険給付等関係情報
④提供する情報の対象となる本人の数	＜選択肢＞ 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上 [10万人以上100万人未満]
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	介護保険システムに情報が記録されている介護保険の被保険者及びその世帯員等のうち、個人番号を有する者
⑥提供方法	☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 電子メール ☐ フラッシュメモリ ☐ その他（ ☐ 専用線 ☐ 電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。） ☐ 紙
⑦時期・頻度	随時

提供先25	都道府県知事又は保健所を設置する市の長
①法令上の根拠	番号利用法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表（137の項）
②提供先における用途	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療の法律による費用の負担又は療養費の支給に関する事務であって主務省令で定めるものにて使用
③提供する情報	介護保険給付等関係情報
④提供する情報の対象となる本人の数	＜選択肢＞ 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上 [10万人以上100万人未満]
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	介護保険システムに情報が記録されている介護保険の被保険者及びその世帯員等のうち、個人番号を有する者
⑥提供方法	☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 電子メール ☐ フラッシュメモリ ☐ その他（ ☐ 専用線 ☐ 電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。） ☐ 紙
⑦時期・頻度	随時
提供先26	独立行政法人日本学生支援機構
①法令上の根拠	番号利用法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表（141の項）
②提供先における用途	独立行政法人日本学生支援機構法による学資の貸与に関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	介護保険給付等関係情報
④提供する情報の対象となる本人の数	＜選択肢＞ 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上 [10万人以上100万人未満]
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	介護保険システムに情報が記録されている介護保険の被保険者及びその世帯員等のうち、個人番号を有する者
⑥提供方法	☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 電子メール ☐ フラッシュメモリ ☐ その他（ ☐ 専用線 ☐ 電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。） ☐ 紙
⑦時期・頻度	随時

提供先27	都道府県知事又は市町村長
①法令上の根拠	番号利用法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表（145の項）
②提供先における用途	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	介護保険給付等関係情報
④提供する情報の対象となる本人の数	＜選択肢＞ 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上 [10万人以上100万人未満]
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	介護保険システムに情報が記録されている介護保険の被保険者及びその世帯員等のうち、個人番号を有する者
⑥提供方法	☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 電子メール ☐ フラッシュメモリ ☐ その他（ ☐ 専用線 ☐ 電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。） ☐ 紙
⑦時期・頻度	随時
提供先28	都道府県知事
①法令上の根拠	番号利用法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表（158項）
②提供先における用途	難病の患者に対する医療等に関する法律による特定医療費の支給に関する事務であって主務省令で定めるものにて使用
③提供する情報	介護保険給付等関係情報
④提供する情報の対象となる本人の数	＜選択肢＞ 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上 [10万人以上100万人未満]
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	介護保険システムに情報が記録されている介護保険の被保険者及びその世帯員等のうち、個人番号を有する者
⑥提供方法	☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 電子メール ☐ フラッシュメモリ ☐ その他（ ☐ 専用線 ☐ 電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。） ☐ 紙
⑦時期・頻度	随時

[illegible]